

木曾岬町農業委員会総会会議録

令和7年6月5日

木曾岬町農業委員会

木曽岬町農業委員会会議録

令和7年6月5日午後7時00分に、木曽岬町農業委員会総会は木曽岬町庁舎会議室に召集された。

1. 委員会の定数は次のとおりである。

9名(欠員0名)

2. 出席委員は次のとおりである。

2番 伊藤 忠司
3番 榎 己紀男
5番 花井 一好
6番 白木 悟
7番 岡村 なつ枝
8番 岡村 昇
9番 白木 斉

3. 欠席委員は次のとおりである。

1番 水谷 正行
4番 横井 善彦

4. 会議議案に意見を述べるため、会議に出席した推進委員は次のとおりである。

伊藤 恒久
伊藤 正人
加藤 英二
伊藤 正樹

5. 会議議案説明のため、会議に出席した者は次のとおりである。

事務局長 中山 重徳
事務員 服部 彰宏

6. 会議の書記は次のとおりである。

事務局長 中山 重徳

7. 会議の議案は次のとおりである。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

8. 傍聴者は次のとおりである。

なし

9. 会議

会議内容は次のとおりである。

議 長	(開会の挨拶) 本日は、農業委員会を開催いたしましたところ、委員の皆様には公私何かとお忙しい中、ご出席を頂きましてありがとうございます。 只今より、木曽岬町農業委員会を開催いたします。 本日の欠席委員は水谷正行農業委員、横井善彦農業委員、伊藤守推進委員の3名です。 よって出席委員は、農業委員7名、推進委員4名です。本日の会議が成立します事をお伝えいたします。
議 長	(書記の指名) 次に、書記の指名を行います。 書記には、中山事務局長 を指名したいと思いますますが、異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議 長	それでは、中山事務局長 よろしくお願い致します。
議 長	只今より会議に入ります。各議案につきまして、よろしくご審議の程お願い申し上げます。
	(午後7時00分 開会)
議 長	農業委員会会議規則第13条の規定により、出席委員さんの中から議事録署名者を2名、選出することになっておりますことから、本日の議事録署名者として、花井一好農業委員、岡村なつ枝農業委員にお願い致します。 ご両名の方、よろしくお願い致します。 それでは、議事に入ります。 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について 以上の2議案を上程致します。 只今上程した議案の内容について、事務局の説明を求めます。
事務局	総会事項書に基づき説明をさせていただきます。 まず、事項書2ページをご覧下さい。「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」説明をさせていただきます。本件については所有権移転 2件です。 3-4 番については、筆の ㎡の による所有権移転です。 3-5 番については、筆の ㎡の による所有権移転です。 本件につきましては、別で配布致しました「令和7年6月5日開催農業委員

会農地法第3条許可申請に係る資料」をご覧ください。

法第3条第2項の規定は、「前項の許可、つまり耕作を目的とした農地の権利移転などの法3条の許可については、次の各号のいずれかに該当する場合には、許可することができない。」となっており、以下法令の規定に沿って申請書類の内容を確認させていただき、当該規定に該当するかどうか判断して頂くものです。

ただし、本件申請に関係ない条項については説明を省略します。

まず1ページの第1号関係ですが、権利を取得しようとする者等の「機械の所有状況」「農作業に従事する者の数」等からみて、取得する農地を効率的に利用して事業を行うと認められない場合は許可出来ないことになります。

1-1 権利を取得しようとする者又はその世帯員等が所有権等を有する農地の利用の状況ですが、1ページに3-4番、2ページに3-5番の利用状況をそれぞれ記載しております。

次に1-2 権利を取得しようとする者又はその世帯員等の機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等の状況ですが、(1)には、作付予定の作物と作付け面積をそれぞれ記載しております。(2)はトラクターや田植機等の機械の所有状況等をそれぞれ記載しております。

次に(3)農作業に従事する者ですが、それぞれ受人の農作業歴と、世帯員等その他常時雇用している労働力、④には、申請地までの距離と移動時間を記載しております。

次の2号、3号は該当ありません。

次に第4号ですが、権利を取得しようとする者等が、取得後において農作業に常時従事すると認められない場合は許可することが出来ないことになります。

こちら4ページにそれぞれの従事状況を記載しています。

次に5号6号については該当なしです。

次に資料の5ページの6周辺地域との関係ですが、権利を取得しようとする者等が、取得後に当該地域の農地の集団化、作業の効率化、その他周辺地域の農地の利用などに支障を生ずると認められる場合には許可することが出来ないこととなります。記載のとおり、それぞれ支障等はないとしています。

また、資料の6ページの7地域との役割分担につきましても、記載のとおりそれぞれ地域の水利調整や地域の取決めに協力するとしています。

以上 3-4 番、3-5 番の申請につきまして、書類審査及び現地調査の結果、法令要件を満たしていると判断されます。

続いて、事項書に戻っていただいて3ページをご覧ください。「議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について」説明致します。本件につきましては、申請件数は1件、畑1筆で220㎡です。

本件で転用しようとする土地につきましては、県に意見書を添えて進達し、県から許可を頂くのですが、当農業委員会の意見書を添えるにあたり、今回の案件の土地が何種農地なのかによって転用が可能かどうかの判断がなされま

す。

申請番号 5-2 については譲受人の住む一般住宅としての転用です。隣接地の状況ですが、北側が一体利用する宅地、西と南が道路、東が畑でございます。雨水排水は、宅内で集水して南側の町道既設の道路側溝へ排水する計画であります。

事務局としての見解ですが、転用しようとする土地は、住宅が連たんしている区域内にある農地であることから、農地法施行規則第44条第1項の規定に該当されるため、第3種農地であると考え、転用可能と判断させていただきます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。只今から申請書類を回覧させていただきます。回覧が終わりますまで、暫時休憩とさせていただきます。十分な審査、ご確認を賜りますようお願いいたします。

[休会 午後 7 時 10 分]

(・ 申請書回覧)

議 長

「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」の「3-4」につきまして、申請地の担当推進委員及び農業委員からご意見を頂きます。

はじめに推進委員の「伊藤恒久委員」のご意見をお願いします。

伊藤恒久委員

問題ないです。

議 長

次に見入地区農業委員の「水谷正行委員」ですが、本日欠席ですので事務局お願いします。

事務局

水谷正行農業委員が欠席の為、意見書に記載の内容を読み上げさせていただきます。意見は「問題なし」と記載されております。以上です。

議 長

次に和泉地区農業委員の「横井善彦委員」ですが、本日欠席ですので事務局お願いします。

事務局

意見書に記載の内容を読み上げさせていただきます。意見は「問題なし」と記載されております。以上です。

議 長

次に推進委員の「加藤英二委員」のご意見をお願いします。

加藤英二委員

問題ありません。

議 長	他の委員さんで何か、ご質疑等がありましたらご発言願います。 (特になし)
議 長	それでは、他にご意見ご質疑も無いようですので、次に「3-5」につきまして、申請地の担当推進委員及び農業委員からご意見を頂きます。 はじめに推進委員の「伊藤恒久委員」のご意見を願います。
伊藤恒久委員	問題ないです。
議 長	次に農業委員の「水谷正行委員」のご意見を事務局願います。
事務局	意見書に記載の内容を読み上げさせていただきます。「申請にかかる内容はさしつかえありません」と記載されております。以上です。
議 長	他の委員さんで何か、ご質疑等がありましたらご発言願います。 (特になし)
議 長	それでは、他にご意見ご質疑も無いようですので、次に「議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について」の「5-2」につきまして、申請地の担当推進委員及び農業委員からご意見を頂きます。 推進委員の「伊藤恒久委員」のご意見を願います。
伊藤恒久委員	問題ありません。
議 長	次に農業委員の「岡村昇委員」のご意見を願います。
岡村昇委員	回りの状況から問題ないと判断しました。
議 長	他の委員さんで何か、ご質疑等がありましたらご発言願います。 (特になし)
議 長	それでは、他にご意見ご質疑も無いようですので、採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声あり)
議 長	それでは採決に入ります。「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申

請について」の「3-4」につきまして、原案に賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長

ありがとうございました。

挙手全員により、「3-4」は、原案どおり可決決定致します。

次に「3-5」につきまして、原案に賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長

ありがとうございました。

挙手全員により、「3-5」は、原案どおり可決決定致します。

議 長

次に「議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について」の「5-2」について許可相当の意見を付して県に進達することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長

ありがとうございました。

挙手全員により、「5-2」について許可相当の意見を付して県に進達することにします。

議 長

以上で本日の議題の審議は全て終了致しました。

長時間にわたりご審議いただきまして誠にありがとうございました。

これをもちまして農業委員会総会を閉じさせていただきます。

(午後 7 時 25 分 閉会)

会議の次第は書記が記載したものであるが、その内容は

正確であることを証するためにここに署名する。

令和7年 月 日

木曽岬町農業委員会 会長

木曽岬町農業委員会 委員

木曽岬町農業委員会 委員